

市営住宅貯水槽清掃消毒業務仕様書

I. 業務等の名称

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1)業務等の名称 | 市営住宅貯水槽清掃消毒業務 |
| (2)履行場所 | 大和郡山市内一円地内 |
| (3)業務期間 | 令和8年8月3日～令和8年10月2日 |
| (4)貯水槽一覧 | 貯水槽一覧表のとおり |

II. 業務内容

- (1)業務に先立ち、事前調査等により現場の把握したうえで、作業行程等の打ち合わせを行い、実施工程表を提出すること。

なお、工程が決まり次第、各住宅へ案内文掲示等により、入居者に対して作業日時・内容等の周知を図ること。

- (2)作業前に、貯水槽(受水槽)及び給水栓における水について、水質検査(残留塩素・色度・濁度の測定、臭気・味・色の確認)を行うこと。(残留塩素測定器・色度計・濁度計の使用)

(3)作業内容

貯水槽の清掃・消毒作業を下記のとおり行う。

(a)一般事項

1. 作業は、健康状態の良好な者が行う。
2. 作業衣及び使用器具は、タンクの清掃専用のものとする。また、作業は衛生的に行われるようにする。
3. タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。

(b)清掃作業

1. タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。
2. 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。
3. 清掃終了後、水道引き込み管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにする。

(c)消毒作業

1. 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。
2. 消毒薬は、有効塩素 50～100mg/l濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
3. 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
4. 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。
5. 消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

- (d)消毒後の水洗い及びタンク内への浄水の注入は、消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行う。

- (e)清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等を遵守し適切に処理する。

(4)作業後の検査・確認

(a)内面清掃の確認

(b)水張り漏水確認

(c)機器の作動調整確認

- (d)貯水槽(受水槽)及び給水栓における水について、水質検査(残留塩素・色度・濁度の測定、臭気・味・色の確認)を行うこと。

※検査については、水道法 34 条の 2 第 2 項に基づく簡易専用水道検査を行う。

(5)報告書の提出

- (a)報告書には、上記(4)の検査・確認をした点検表を添付すること。

(水質検査は、作業前検査も添付。)

※検査については、水道法 34 条の 2 第 2 項に基づく簡易専用水道検査を行う。

- (b)報告書には、作業前・作業中・作業後の写真を添付すること。

作業中の写真は、使用器具等がわかるように撮影すること。

不良箇所がある場合は、その箇所がわかるように撮影すること。

また、できる限り作業年月日・住宅名を表示した小黒板等を入れて撮影すること。

- (c)報告書には、建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書を添付すること。

- (d)報告書には、作業従事者の健康診断検査結果報告書(検便検査の報告を含む)を添付すること。

- (e)報告書は、(a)～(d)について、各住宅ごとに一冊にまとめて作成のこと。

貯水槽一覧表

住宅名	受水槽	容量(m ³)
千日町	FRP複合板(2槽式)	15.0
向畑	FRP複合板(2槽式)	3.4
井路	FRP	5.2
野畑	FRP	8.0
井路西	FRP	10.4
井路南	FRP	4.0
丸尾南A棟	FRP	4.5
丸尾南B棟	FRP	4.5
片桐東D棟	SUS複合板パネル(2槽式)	9.0
片桐東E棟	SUS複合板パネル(2槽式)	9.0

一般事項

1. 作業は、健康状態の良好な者が行う。
2. 作業衣及び使用器具は、タンクの清掃専用のものとする。また、作業は衛生的に行われるようにする。
3. タンク内の照明、換気等に注意して事故防止を図る。

清掃作業

1. タンク内の沈殿物質及び浮遊物質、壁面等に付着した物質を除去し洗浄する。なお、壁面等に付着した物質の除去は、タンクの材質に応じ、適切な方法で行う。
2. 洗浄に用いた水は、完全にタンク外に排除するとともに、タンク周辺の清掃を行う。
3. 清掃終了後、水道引き込み管内等の停滞水や管内のもらいさび等がタンク内に流入しないようにする。

消毒作業

1. 清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上タンク内の消毒を行う。
2. 消毒薬は、有効塩素 50～100mg/l 濃度の次亜塩素酸ナトリウム溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する塩素剤を用いる。
3. 消毒は、タンク内の全壁面、床及び天井の下面について、消毒薬を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して行う。
4. 消毒に用いた排水は、完全にタンク外に排除する。
5. 消毒終了後は、タンク内に人の立ち入りを禁止する措置を講じる。

消毒後の水洗い及びタンク内への浄水の注入は、消毒終了後少なくとも 30 分以上経過してから行う。

清掃によって生じた汚泥等の廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、下水道法等を遵守し適切に処理する。